

安芸高田市所在の原山地区県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・区画整理事業）の換地計画に基づいて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項の規定によって、令和三年四月一日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

令和三年四月十五日

広島県西部農林水産事務所長 加藤伸哉